

# 随意契約理由

平成 28 年(2016 年)6 月 3 日

契約担当課名	保健予防課
契約名称	保健総合システム端末増設作業
契約内容	保健総合システム用端末のセットアップ作業
契約締結日 及び契約期間	平成 28 年 6 月 3 日 平成 28 年 6 月 3 日から平成 28 年 6 月 30 日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪市北区堂島三丁目 1 番 21 号 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西
契約金額	734,400 円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号に該当)</p> <p>保健総合システムは平成 18 年度にパッケージシステムをベースに(株)エヌ・ティ・ティ・データ(現・エヌ・ティ・ティ・データ関西に事業譲渡)が開発したもので、保健所における保健衛生(母子保健、市民健診、感染症、予防接種事業)のデータを総合管理しているものである。事業拡大に伴い、平成 28 年 6 月にこのシステムにデータを読み取る専用のスキャナシステム付パソコン等を追加する。この端末へのシステム導入作業が可能な事業者は、保健総合システムの開発業者である同業者のみであるため。</p>